



島根県報

平成16年 5月21日 (金)
第 1,574 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

字の区域の変更及び廃止	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	7
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	7
生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定	(")	7
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	8
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	8
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	8
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	10
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	10
土地改良区の清算人の就任の届出	(")	11
土地改良事業施行の同意	(")	12
保安林の指定(知事権限指定確定)(2件)	(森林整備課)	12
保安林予定森林	(")	13
保安林の指定施業要件の変更	(")	13
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	13
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課)	14
道路の区域の変更	(道路維持課)	15
道路の供用開始	(")	15

公 告

管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(薬事衛生課)	16
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16

特定調達公告

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託に係る随意契約の相手方等	(人 事 課)	17
---------------------------------------	---------	----

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の名称の変更		17
------------------------	--	----

人委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		18
--------------------------	--	----

正 誤

平成16年 5月 7日付け島根県報第1,570号中	(用 地 対 策 課)	18
---------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第549号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、斐川町長から次のとおり字の区域を変更及び廃止す

る旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による土地改良事業名島地区施行地域の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成16年5月21日

島根県知事 澄田信義

1 簸川郡斐川町大字名島に編入し、字を廃止する区域

大字	字	地番
鳥井	井上	1の1の一部、1の2の一部、1の3の一部、3の1の一部、5の1の一部、7の1の一部、7の2の一部、8の1の一部、8の2の一部、8の3の一部、8の4の一部、9の1、9の2、10の1から10の5まで、11の1、11の3から11の6まで、12の1から12の6まで、13の1、13の4、13の5の一部、13の6の一部、13の7の一部、13の8、14の1から14の3まで、15の1から15の3まで、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の3の一部、21の1の一部、21の2の一部、21の3の一部、21の4の一部、21の5、22の1の一部、26、27の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は、平成16年2月27日現在のものである。)

2 簸川郡斐川町大字鳥井に編入し、字を廃止する区域

大字	字	地番
名島	別名	590の3、600の2、600の4
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は、平成16年2月27日現在のものである。)

3 簸川郡斐川町大字鳥井の字を廃止する区域

大字	字	地番
鳥井	井上	1の1から1の3まで、2の1から2の4まで、3の1、3の2、4の1から4の3まで、5の1、5の2、6の1から6の4まで、7の1、7の2、8の1から8の4まで、13の3、13の5から13の7まで、16の3、17の3、18の2から18の5まで、19、19の1から19の4まで、20の1から20の9まで、21の1から21の4まで、22の1から22の3まで、23の1から23の3まで、24、25、27、28、28の2、29の1、29の2、30、30の1、31、32の1、32の2、33の1から33の3まで、34、35、35の1から35の5まで、36の1から36の5まで、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1から39の3まで、40の1から40の3まで、41の1から41の5まで、42の1から42の4まで、43の1から43の3まで、44の1、44の2、45の1から45の3まで、46の1から46の3まで、47の1から47の3まで、48の1から48の3まで、49の1から49の7まで、50の2、50の3、52の1から52の3まで、53の1から53の5まで、54、55の1から55の4まで、56の1から56の5まで、59、59の1、59の2、73、74、75の1、75の2、77の1、77の2、79、81、82の1から82の9まで、85、86の1、86の2、87の1から87の4まで、89の1、89の2、90の1から90の6まで、91の1から91の7まで、91の9、91の10、92の1、92の2、93の1から93の5まで、94の1から94の6まで、95の1から95の6まで、96の1から96の6まで、97の2、98の1、98の2、99の2、99の3、100の1から100の4まで、101の1から101の5まで、

102の1、102の2、103の2、104の1、104の2、105の1から105の5まで、106の1から106の13まで、108の1から108の10まで、109の1から109の3まで、110の1、110の3から110の9まで、111の1から111の4まで、112の1から112の3まで、113の1から113の3まで、114の1から114の4まで、115の1から115の4まで、116の1から116の4まで、116の6、116の7、117の1から117の5まで、118の1から118の5まで、119の1、119の3から119の5まで、120の1から120の8まで、121の1から121の7まで、122の1から122の7まで、123の1から123の10まで、124の1から124の12まで、125の1、125の2、126の1、126の2、127の1、127の2、129の1、129の2、130の1、130の2、131の1、131の2、132の1から132の3まで、133の1、133の2、134の1、134の2、135の2、136の3、136の4、137、138の2、139の1から139の3まで、140の1、140の3から140の5まで、142の1、142の2、144、146の1、146の2、147の1、147の2、148の1、148の2、149の1から149の3まで、150の1、150の2、152の1から152の3まで、153の1から153の4まで、154の1から154の4まで、155の2、156、156の1から156の8まで、157の1から157の4まで、158の1から158の4まで、159の1から159の4まで、160の1から160の3まで、161の1から161の3まで、162、162の1、163の1から163の3まで、164の1から164の3まで、165の1から165の3まで、166の1から166の3まで、167の1から167の3まで、168の1から168の3まで、169の1から169の5まで、170の1から170の5まで、171の1から171の4まで、172、172の1、172の2、173の1から173の4まで、174の1から174の7まで、175の1から175の3まで、176の1、176の2、177の3、178の1から178の9まで、179、180の1から180の4まで、181の1から181の4まで、182の1から182の4まで、183の1から183の5まで、184の1から184の4まで、185の1から185の4まで、186の1から186の4まで、187の1から187の4まで、188の1から188の3まで、189の1から189の3まで、190の1から190の5まで、191の1から191の3まで、192の1から192の4まで、193の1から193の5まで、194の1から194の4まで、195の1から195の4まで、196の1から196の4まで、197の1から197の4まで、198の1、198の2、199の1から199の5まで、200の1から200の3まで、201の1から201の6まで、202、202の1から202の3まで、203、204の1から204の3まで、205、206、208の1から208の6まで、209の1、210の1から210の3まで、211の1から211の3まで、212の1から212の3まで、213の1から213の3まで、214の1から214の3まで、215の1から215の4まで、216の1から216の4まで、217の1から217の7まで、218、218の1、219の1から219の4まで、220の1から220の3まで、221の1から221の3まで、222の1から222の3まで、223の1から223の3まで、224の1から224の4まで、225の1から225の3まで、226、227の1から227の3まで、228の1、228の2、229の1から229の3まで、230の1から230の5まで、231の1、231の2、232の1、232の2、233の1、233の2、234の1、234の2、236の1から236の3まで、238の1から238の3まで、240、241、244の1から244の6まで、245の1から245の5まで、246、247の1から247の4まで、248の1から248の3まで、249の1から249の3まで、250の1から250の4まで、251の1から251の3まで、252の2から252の4まで、253、254の1から254の4まで、255の1から255の5まで、256の1から256の4まで、257の1から257の4まで、258の1から258の4まで、

		259の1から259の4まで、260の1から260の5まで、261の1から261の6まで、262の1から262の4まで、263の1から263の5まで、264の1から264の3まで、265の1、265の2、266の1から266の9まで、267の1から267の3まで、268の1、268の2、269の1、269の2、270の1、270の2、271の1、271の2、272、273の1、273の2、274の1、274の2、275の1、275の2、276の1、276の2、277の1、277の2、278の1から278の4まで、279、280の1から280の3まで、281の1から281の8まで、282の1から282の3まで、283の1から283の4まで、284の1、284の2、288の1から288の3まで、289の1から289の3まで、290の1から290の3まで、291の1から291の4まで、292の1、292の2、293の1から293の3まで、294の1から294の3まで、295の1から295の3まで、296の1から296の3まで、297の1から297の3まで、298の1から298の3まで、299、299の1から299の5まで、300の1から300の5まで、301の1から301の6まで、302の1から302の4まで、303の1から303の4まで、304の1から304の4まで、305の1から305の5まで、306の1から306の4まで、307の1から307の4まで、308の1から308の4まで、309の1から309の3まで、310の1から310の3まで、311の1から311の4まで、312の1から312の3まで、315の1から315の4まで、316の1から316の3まで、317の1から317の6まで、318の1から318の4まで、319の1から319の4まで、320の1から320の3まで、322の1から322の3まで、323の1から323の3まで
--	--	--

鳥井	鳥屋	484の1、484の2、486の1から486の3まで、488の1、488の2、490の1、490の2、492の1から492の3まで
----	----	---

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

(ただし、上記地番は、平成16年2月27日現在のものである。)

4 簸川郡斐川町大字名島の小字を廃止する区域

大 字	字	地 番
名島	的場	181の2、181の3、182、183、490、490の1
	北島	85の2、90の2、90の3、93の1、142の1、142の3、144の1、144の3、146の1、148、149の1、151、152の1、152の2、153から155まで、155の2、156、157、158の1、158の2、159の1、159の2、160の1、160の2、161の1、161の2、162、164の1から164の5まで、165、166の1、166の2、167、168、169の1、169の3、169の5、170、171の4、172の1、172の2、173、174の1、174の2、175、175の2、176、177の1、177の2、178の1、178の2、179、180の1、180の2、184の1から184の3まで、185、185の2、186、187、188の1、189、190、190の2、191から194まで、195の1、195の2、196の1、196の2、197の1、197の2、198の1、198の2、199の1から199の3まで、200の1から200の3まで、201の1から201の3まで、202の1から202の3まで、204の1から204の3まで、208の1、208の2、209の1、209の2、210、211、212、212の1、213の1、213の2、214、215、216の1、216の2、217、218、219の1から219の3まで、220、221、222の1から222の3まで、223の1、223の2、224、225、226の1、226の2、227から229まで、230の1、230の2、231の1、231の2、232の1、232の2、233の1から233の3まで、234、235の1、235の2、236から238まで、239の1、239の2、241の1、241の2、242、243、244の1、244の2、245、246、248の1、248の2、249の1、249

の2、250の2から250の5まで、251の1、251の2、252の1、252の2、253の1、253の2、254、255の1、255の2、256、257の1、257の2、258、259、260の2から260の4まで、261、262の1、262の2、263、264の1、264の2、265の2から265の5まで、266の2から266の4まで、267の1、267の2、268の1から268の3まで、269、270の2から270の4まで、271、272の1、272の2、273の1、273の2、274の1から274の3まで、275から277まで、278の1、278の2、279の1、279の2、280の1から280の3まで、281の1、281の2、282の3から282の5まで、283から285まで、286の1、286の2、288、288の2、289、291の2から291の6まで、292の1、292の2、293から297まで、298の1から298の3まで、299の1、299の2、300、300の2、300の3、301から304まで、305の2から305の6まで、307から310まで、310の2、311、313、314、315の1、315の2、317の1、317の2、318、319、319の1、320、320の2、321から324まで、325の1、325の2、327の1から327の4まで、328の1、328の2、329の1、329の2、330から333まで、335から340まで、340の2、340の3、341、341の1から341の5まで、342の2、349、350、350の2、350の3、352から354まで、357から360まで、360の2、360の3、361、363の1、363の2、364の1、364の2、365の2から365の4まで、366の1、366の2、367、368、369の1、369の2、370の2から370の4まで、371、372、372の1、373から377まで、378の1、378の2、379、380、380の2、381、382の1、382の2、384の1から384の3まで、385の1から385の4まで、386の1から386の3まで、387の1、387の2、388の1から388の3まで、390の1から390の4まで、394、395、396の1、396の2、397の1から397の4まで、399の1から399の4まで、400の2、400の3、434、435の1、435の3、435の4、437の2、437の3、452の1、452の2、462の2、462の3、470の2、470の3、471の3、474の2、475、480、480の1、480の2、680、680の1、690、690の1、702、703、703の1、705、705の2、726、743から745まで、755の2、765の1、765の2、770、770の1、784、785、790、790の1から790の3まで、791、793、793の1、793の2、818、850の2、850の3

別名

203の1から203の3まで、205の1、205の2、206の1から206の3まで、207の1、207の2、306の1、306の2、342、343、344の1、344の2、345の1、345の2、346の1から346の3まで、347、348、406、406の1、426、431、431の1、431の2、433、433の1、436、437の1、438、439の1から439の3まで、440の1から440の9まで、441、441の1、442の1、442の2、443、444の2、444の3、445の1から445の3まで、446の1から446の3まで、447の1、447の2、448、448の1、449の1、449の2、450の2から450の7まで、451の1から451の4まで、453の1、453の2、454の1から454の3まで、455の1から455の5まで、456の1、456の2、457、457の1から457の3まで、458、459の1から459の3まで、460、461の1から461の3まで、462、463、464の1から464の3まで、466の1から466の4まで、467の1から467の3まで、468、468の1、468の2、469の1から469の4まで、470の4から470の6まで、471の2、471の4から471の6まで、472の1から472の3まで、473、474の3、474の4、476の1、476の2、477の1から477の8まで、478の1から478の4まで、479、481の1から481の3まで、482の1、482の2、483の1から483の3まで、484の1、484の2、485の1から485の4まで、486の1、486の2、487の1、487の2、488、489の1から489の3まで、498、498の1、498の2、502

の2、502の4、502の5、503、503の1、503の2、504の1から504の3まで、505の1、505の2、506の1から506の3まで、507の1、507の2、508の1から508の3まで、509の1、509の2、510の1、510の3から510の5まで、511の1から511の3まで、512の1から512の13まで、513、514の1から514の7まで、515、515の1から515の3まで、516の1、516の2、517の1から517の7まで、518の1から518の4まで、519の2から519の9まで、520の1から520の5まで、521の1から521の4まで、522、522の1から522の3まで、523、524の1から524の4まで、525の1、525の3、525の5から525の12まで、526、526の2、527の1、527の3から527の7まで、528の1から528の7まで、529の1から529の5まで、530の1から530の5まで、531、531の2、532、532の1から532の4まで、533の1から533の6まで、534の1、534の2、535の1から535の6まで、536の1、536の5、537、537の1、538、538の1、538の2、539の1、539の2、541の1、541の3、542の1、542の2、543、544の1、544の2、545の1から545の3まで、545の5から545の9まで、546の1、546の2、547の1から547の7まで、548の1から548の4まで、549の2、550の1、550の3、550の4、550の6、551の1から551の7まで、553の1、553の2、554、555の1、555の2、556の1から556の3まで、557の1から557の4まで、558の1から558の7まで、559の1から559の3まで、560の1、560の2、561の1から561の3まで、562の1、562の2、563の1、563の2、564の1から564の3まで、565の1、565の2、565の4から565の10まで、566の1から566の7まで、568、568の1、569の1から569の4まで、570、571の1から571の5まで、572の1から572の4まで、573の1から573の3まで、574の1から574の3まで、575の1、575の2、576の1から576の3まで、577の1、577の2、578の1、578の2、580の1、580の2、581の1から581の8まで、582の1、582の2、583、583の1、583の2、584の1、584の2、585、585の1、586の1、586の2、587、587の1、587の2、588の1、588の2、589の1から589の3まで、590の1、590の2、590の4、591、591の1、591の2、592の1から592の3まで、593の1、593の2、594、595の1、595の2、596の1から596の4まで、597の1から597の6まで、598の1から598の16まで、599の1、599の2、600の1、600の3、602の1から602の10まで、603の1から603の6まで、604の1から604の4まで、605の1から605の6まで、606の1から606の6まで、607の1から607の5まで、608の1から608の3まで、609の1から609の5まで、610、610の1、611の1から611の14まで、612の1から612の3まで、613、613の1、614の2から614の8まで、615の1から615の6まで、616の1から616の6まで、618の1から618の4まで、619の2、620の1から620の3まで、621の1から621の3まで、622の1から622の5まで、623の1から623の4まで、624の1から624の5まで、625の1から625の4まで、626の1から626の4まで、627の1から627の11まで、628の1、628の3から628の5まで、629、629の1、629の2、630の1、630の2、631の1、631の2、632の1、632の2、633の1、633の2、634の1から634の11まで、635、636の1から636の3まで、637の1から637の3まで、638の1から638の3まで、639の2から639の9まで、640の1から640の4まで、641の1、641の2、642の1から642の4まで、643の1、643の2、644の1から644の4まで、645の1、645の2、646の1から646の4まで、647の1から647の6まで、740の1から740の6まで、741の1、741の2、742の1、742の

		2、746の1、746の2、747の1から747の4まで、748の1、748の2、749から753まで、754の1から754の3まで、755の1、755の3、755の4、796の1から796の3まで、840、840の2、841の1から841の3まで
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は、平成16年2月27日現在のものである。)

島根県告示第550号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ここの眼科	鹿足郡津和野町大字森村口133-1	平成16年5月6日
太田歯科クリニック	仁多郡仁多町大字三成710-6	平成16年5月1日

島根県告示第551号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
太田歯科クリニック	仁多郡仁多町大字三成723-4	平成16年4月30日

島根県告示第552号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 ・ 居 宅 介 護 事 業 者 ・ 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		実 施 する 事 業	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン ・ 居 宅 介 護 事 業 所 ・ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		名 称	所 在 地	
有限会社 高村	益田市戸田町イ978番3	居宅療養管理指導	さんさん薬局	浜田市港町294-32	平成16年4月1日
有限会社 よろこぼう屋	江津市和木町660-2	居宅介護支援事業	よろこぼう屋 ケアマネステーション	江津市和木町660-2	平成16年5月1日

島根県告示第553号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アゼーリ	通所介護	もやいの家・松平	江津市松川町市村132-1	平成16年5月11日

島根県告示第554号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アゼーリ	居宅介護支援事業所 もやいの家・松平	江津市松川町市村132-1	平成16年5月11日

島根県告示第555号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

中山間地域活性化資金の種類	利 子 補 給 率																		
	融資機関が措置要綱第 3 の 2 の ア、ウ及びオに掲げる者である場合						融資機関が措置要綱第 3 の 2 の イ、エ、カ及びキに掲げる者である場合												
	貸付期間 が 6 年以 内の場合	貸付期間 が 7 年を 超え 8 年 以内の場合	貸付期間 が 8 年を 超え 9 年 以内の場合	貸付期間 が 9 年を 超え 10 年 以内の場合	貸付期間 が 10 年を 超え 11 年 以内の場合	貸付期間 が 11 年を 超え 12 年 以内の場合	貸付期間 が 12 年を 超え 14 年 以内の場合	貸付期間 が 14 年を 超え 15 年 以内の場合	貸付期間 が 6 年を 超え 7 年 以内の場合	貸付期間 が 7 年を 超え 8 年 以内の場合	貸付期間 が 8 年を 超え 9 年 以内の場合	貸付期間 が 9 年を 超え 10 年 以内の場合							
1 措置要 綱第 2 の 2 の(1)の 加工流通 施設整備 資金	年 1.9 パーセント	年 1.85 パーセント	年 1.75 パーセント	年 1.65 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 1.00 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.6 パーセント	年 0.5 パーセント	年 0.4 パーセント	年 0.3 パーセント	
	年 1.65 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント
2 措置要 綱第 2 の 2 の(2)の 保健機能 増進施設 整備資金	年 1.4 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.5 パーセント	年 0.4 パーセント	年 0.3 パーセント	年 0.2 パーセント	年 0.1 パーセント				
	年 2.15 パーセント	年 2.1 パーセント	年 2.0 パーセント	年 1.9 パーセント	年 1.8 パーセント	年 1.7 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.3 パーセント
3 措置要 綱第 2 の 2 の(3)の 生活環境 施設整備 資金	年 1.9 パーセント	年 1.85 パーセント	年 1.75 パーセント	年 1.65 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.6 パーセント	年 0.5 パーセント	年 0.4 パーセント	年 0.3 パーセント	年 0.05 パーセント
	年 1.65 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント	年 0.05 パーセント
農業協同組合等以外 の者に貸し付ける場 合	年 1.25パーセント						年 0.4パーセント						年 0.4パーセント						
農業協同組合等に貸 し付ける場合	年 1.25パーセント						年 0.4パーセント						年 0.4パーセント						

附 則

- 1 この告示は、平成16年5月21日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年4月21日から適用する。
- 2 平成16年4月21日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第556号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.6パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年5月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年4月21日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

仁多郡仁多町土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

岩田 一郎 仁多郡仁多町大字下阿井338番地
磯田 勲 仁多郡仁多町大字上三所825番地 1
赤名 覚美 仁多郡仁多町大字佐白312番地12
藤原 壽夫 仁多郡仁多町大字八代918番地
米原 敏智 仁多郡仁多町大字亀嵩1924番地
横路 台三 仁多郡仁多町大字亀嵩793番地
杠 富雄 仁多郡仁多町大字郡村684番地
落合 篤美 仁多郡仁多町大字高尾1174番地
三谷 静夫 仁多郡仁多町大字三所806番地
大坂 茂 仁多郡仁多町大字鴨倉744番地
長谷川徳巳 仁多郡仁多町大字三沢344番地 2
福田 岩男 仁多郡仁多町大字下阿井442番地
高橋 吉登 仁多郡仁多町大字上阿井1995番地
山本 壽晴 仁多郡仁多町大字上阿井194番地 2

監事

田部 英年 仁多郡仁多町大字三沢563番地

長谷川 昭 仁多郡仁多町大字下阿井98番地 1

廣野 繁 仁多郡仁多町大字三成21番地

2 就任年月日

平成16年 4月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

岩田 一郎 仁多郡仁多町大字下阿井338番地

藤原 壽夫 仁多郡仁多町大字八代918番地

吉川 仲義 仁多郡仁多町大字上三所705番地 1

宇田川好美 仁多郡仁多町大字佐白312番地26

杠 富雄 仁多郡仁多町大字郡村684番地

米原 敏智 仁多郡仁多町大字亀嵩1924番地

横路 台三 仁多郡仁多町大字亀嵩793番地

藤原 進 仁多郡仁多町大字高尾407番地

廣野 繁 仁多郡仁多町大字三成21番地

長谷川徳巳 仁多郡仁多町大字三沢344番地 2

大坂 茂 仁多郡仁多町大字鴨倉744番地

福田 岩男 仁多郡仁多町大字下阿井442番地

高橋 吉登 仁多郡仁多町大字上阿井1995番地

山本 壽晴 仁多郡仁多町大字上阿井194番地 2

監事

田部 英年 仁多郡仁多町大字三沢563番地

川島 清吉 仁多郡仁多町大字三所794番地

島根県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第 2 項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成16年 5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡市木村土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

北野 正樹 邑智郡瑞穂町大字市木260番地

戸津川秀幸 那賀郡旭町大字市木2455番地 6

花本 一志 那賀郡旭町大字市木2939番地

田城 讓 那賀郡旭町大字市木3197番地

高崎 貞則 那賀郡旭町大字市木3696番地

稲垣 義人 邑智郡瑞穂町大字市木1709番地 1

田中 芳三 邑智郡瑞穂町大字市木2169番地 3

福浦 正弘 邑智郡瑞穂町大字市木741番地

丸田 金時 邑智郡瑞穂町大字市木558番地

2 就任年月日

平成16年 4月21日

島根県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
大田市	池ノ原地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成16年5月12日

島根県告示第560号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字安田関643、644、647から649まで、650 2、651から654まで、657続1、657 2から657 48まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字安田関657 2・657 37・657 43・657 44（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第561号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字佐津目930

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第562号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

簸川郡大社町大字入南字砂山1309 12、1320 6、1320 7、1321 4、1321 16、1321 20から1321 22まで

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成12年 8月 4日島根県告示第638号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第564号

平成16年島根県告示第484号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を多伎町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所				不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
郡名	町名	大字	地番	保安林の所有者	住所
簸川	多伎	神原	832 1	品川英佐枝	東京都目黒区中央町2 31 6
			843 3		
			848		
"	"	"	832 1	品川直輝	大阪府富田林市昭和町1丁目8番地9号

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61 1番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協和木工株式会社 代表取締役 山口茂 広島県広島市西区商工センター4丁目9番9号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

空床

(変更後)

有限会社ウッディー 代表取締役 河野輝秋 島根県浜田市殿町83番地238

イ 変更の年月日

平成16年5月22日

2 届出年月日 平成16年5月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市商工観光課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第566号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	浜田港線	浜田市瀬戸ヶ島町27番28地先から同地番先まで	前 A	メートル 8.00 ~ 8.50	メートル 129.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
		浜田市瀬戸ヶ島町27番28地先から同町141番9地先まで		B			
		浜田市瀬戸ヶ島町27番28地先から同町141番9地先まで	後 B	14.00 ~ 45.00	162.00		
"	田所国府線	邑智郡瑞穂町大字市木520番3地先から同大字1990番3地先まで	前	A	4.60 ~ 47.00	川本土木建築事務所	" 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	12.00 ~ 32.00		
			後 B	12.00 ~ 32.00	888.50		
"	高見出羽線	邑智郡瑞穂町大字高見644番1地先から同大字1188番1地先まで	前	A	6.00 ~ 7.00	川本土木建築事務所	" 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	11.00 ~ 46.00		
			後 B	11.00 ~ 46.00	151.40		

島根県告示第567号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所及び土木事業所の名称	備考
県道	出雲横田停車場線	仁多郡横田町大字横田1018番2地先から同大字1024番3地先まで	メートル 60.00	平成16年 5月21日	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	
"	益田澄川線	益田市駅前町171番13地先から142番2地先まで	178.00	平成16年 6月9日	益田土木建築事務所	
"	浜田八重可部線	那賀郡金城町大字今福183番1地先から同大字324番2地先まで	1514.50	平成16年 5月21日	浜田土木建築事務所	

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 主催者の名称及び住所
財団法人 理容師美容師試験研修センター
東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
財団法人 理容師美容師試験研修センター島根県支部
島根県松江市大輪町420 1
- 3 講習日程
第1日 平成16年8月23日
第2日 平成16年9月13日
第3日 平成16年9月24日
- 4 講習会場
島根県民会館
島根県松江市殿町158
- 5 受講料
1人14,000円

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年5月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
安来市飯梨町字上田瀬314 1 外1筆
面積 499.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市飯梨町152番地

橋本 修司

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成16年 5 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

37,674,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成16年 5 月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
国立浜田病院	浜田市黒川町3748	施設の名称	独立行政法人 国立病院機構浜田医療センター

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表人事委員会事務局の項を次のように改める。

人事委員会事務局	局長	課長	グループリーダー	主幹	主任	主任主事	主事
----------	----	----	----------	----	----	------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成16年5月7日付け島根県報第1,570号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	6	資源環境	資源循環
4	10	及び峠之内	及び大字峠之内
4	15	資源環境	資源循環